

文化施設利用者様

豊橋市役所文化・スポーツ部  
「文化のまち」づくり課長 清水 賢治

緊急事態宣言の発令に伴う文化施設の対応について（令和3年5月10日時点）

日頃より本市の文化振興に格別のご配意を賜り厚くお礼申し上げます。

緊急事態宣言について、政府は5月12日より5月31日まで対象地域に愛知県を加えることを発表しました。

つきましては、本市公共施設の対応として、5月12日から原則午後8時以降の利用を中止するとともに、定員数の半分以下に入場者を抑える制限を行います。

また、本市文化施設の施設利用料等の還付について、5月31日まで延長します。なお、国や県の方針が変更となる場合は再度お知らせいたしますのでよろしくお願いいたします。

文化施設を利用頂く皆さまにおかれましては、この趣旨をご理解頂き、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 施設利用上の注意事項について

(1) 施設の利用時間については、下記のとおり変更します。

施設名称	～5月11日	5月12日～	(参考) 通常時の開館時間
市民文化会館	通常時の開館時間	午後8時以降の 利用中止	午前9時～午後9時
西川芸能練習場			
三の丸会館			
ライフポートとよはし			
公会堂	午後9時以降の 利用中止	※イベント開催時 は午後9時まで利 用可	午前9時～午後10時
アイプラザ豊橋			
穂の国とよはし芸術劇場			

- (2) 定員数の半分以下に入場者を抑える制限を行います。
- (3) 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食はお控えください。
- (4) カラオケ、コーラス等の大声での発声、歌唱や声援等を伴う活動を制限します。
- (5) 業種別ガイドラインを遵守し、「新しい生活様式」に則った対応をお願いいたします。

<問合せ>

豊橋市役所文化・スポーツ部「文化のまち」づくり課

電話：0532-51-2873 / Fax：0532-56-1081 / Email: [bunka@city.toyohashi.lg.jp](mailto:bunka@city.toyohashi.lg.jp)

<各施設連絡先>

- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| ・市民文化会館、西川芸能練習場 | 電話：0532-61-5111 |
| ・豊橋市公会堂         | 電話：0532-51-3077 |
| ・三の丸会館          | 電話：0532-56-6022 |
| ・ライフポートとよはし     | 電話：0532-33-2111 |
| ・アイプラザ豊橋        | 電話：0532-46-7181 |
| ・穂の国とよはし芸術劇場    | 電話：0532-39-8810 |